

〈日本学生支援機構奨学金〉

家計急変・緊急・応急採用のお知らせ

☆2024年1月1日に発生した能登半島地震により被災した世帯の学生を対象とした臨時の募集です。

○申込み対象となる被害地域

災害救助法適用地域
4県47市町村(新潟県、富山県、石川県、福井県)

※適用地域の詳細については右のQRコードより確認してください。



○申込みできる奨学金の種類と条件等

・給付奨学金家計急変採用（発生から3か月以内の申し込み完了が条件）

条件:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

- ① 家計急変の事由A～C(「給付奨学金案内(家計急変採用)」参照)のいずれかに該当
- ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

給付奨学金案内(家計急変採用)については右のQRコードより確認してください。



・緊急採用(第一種奨学金)※要返還（発生から12か月以内の申し込み完了が条件）

貸与始期:2024年1月以降で申込者が希望する月

貸与終期:2024年3月

・応急採用(第二種奨学金)※要返還（発生から12か月以内の申し込み完了が条件）

貸与始期:2023年4月以降で申込者が希望する月

貸与終期:修業年限の終了月まで

○申込み時提出書類

罹災証明書

収入証明(必要な場合のみ)

○申込みを希望の場合は本館窓口にて奨学金担当にご相談ください。

○今年度卒業予定の学生で申込を希望する方は2/9(金)までに奨学金担当へご相談ください。